

2020年度版

〇お読みになった
ご意見・ご感想を
お寄せください。



中

1

保

護

の

さ

ま

者

へ

一度お子さんと話し合ってみませんか？

「中1の壁」という言葉を
ご存知ですか？

中学1年生になると、学習や生活の環境、人間関係などの大きな変化に直面します。
それを上手に乗りこえていけないと、勉強についていけない、学校が楽しくない、そしていじめなどの問題をかかえてしまうことがあります。
思いもなかった万引きをして補導されてしまうことも。



特定非営利活動法人
全国万引犯罪防止機構

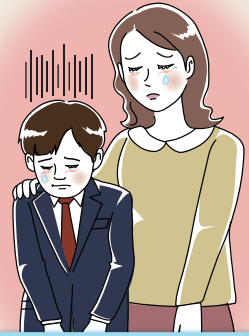
この冊子は、**宝くし**の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



まさか

うちの子が万引きをするなんて!!

これからご紹介するのは、ある日突然わが子の万引き犯罪に直面してしまった保護者の心の叫びです。



中1の子どもの母です。
子どもが万引きをし、補導されました。

お店からパトカーが警察署に行き、そのことを警察署からの電話で知りました。
本当にショックで、お店に向った際は子どもの横で、ただただ涙ながらに謝ることしかできませんでした。

子どもは警察署で万引きに関するビデオを見たり、警察官に万引きは重い犯罪で、被害を受けたお店を苦しめようことなどを教わり、引き取りに行った時はうつむきながら出してきました。
「万引きはいけないことだ」という気持ちはあったけど、友達と一緒に「一緒について……」と言いました。

決して真面目なタイプではないのですが、正義感が強く万引きのような非行だけはしないと思込んできていました。
思えば「これほど万引きのニュースを見ても、『親の教育が悪いのだろう……』くらいに思い、自分の子どもには関係ないと思込んできました。

自身の接し方のどこが間違っていたのでしょうか。
子どもの将来のために親としてこれからどう対応していけばよいのでしょうか。とるも不安です……。

子どもの万引き、保護者が知らないその実態

子どもが万引きをしてしまう。そこにはさまざまな背景が見え隠れします。

背景① 自分が欲しいから万引きをする	背景② 友だちの影響で万引きをする	背景③ ゲーム感覚で万引きをする
お小遣いでは買えない	それを持っていないと仲間に入れてもらえない	ゲームをしているような感じで
親には頼めない	友だちの誘いを断れなくて	友だちと軽い気持ちで
単に欲しかった	友だちに命令されて	捕まらないだろう、捕まったらそれは運が悪かったから

「万引きをしないさせない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会「万引きに関する調査研究報告書」より

万引きをする時の理由や気持ち

はじめての万引き	再び万引き	10回以上の万引き
いけないことだと迷った	見つからなかったから	スリルがあって楽しかった
見つかるのが怖かった	注意されなかったから	何も感じなかった
	代金を支払い、許されたから	

東京都「子どもに、絶対、万引をさせない!!宣言」より

こんな兆候、お子さんにありませんか？

- お小遣いでは手の届かない高額なゲームソフトを持っていた。
- 友だちに借りたというトレカ（ゲーム用カード）、マンガなどが増えた。
- 見たことのない洋服や化粧品が部屋にあった。



※ 一つでも心当たりがあれば、問いただしたりする前に5ページ下段を参考に万引きについて話し合ってみましょう。

どんなものを万引きしているの？

- 1位 食品（菓子、ジュースなど）
- 2位 玩具（ゲームソフトやトレカなど）
- 3位 雑貨（文具など）

- 4位 書籍、マンガ
- 5位 衣類

（警視庁生活安全総務課集計）

万引きに関する質問です。

Q1

商品をカバンや服に隠しても、店から出なければ万引きとはならない。

YES

NO

Q2

万引きが見つかったも、その場でお金を支払えば問題ない。

YES

NO

Q3

犯罪に問われるのはどれでしょう。

[ア]

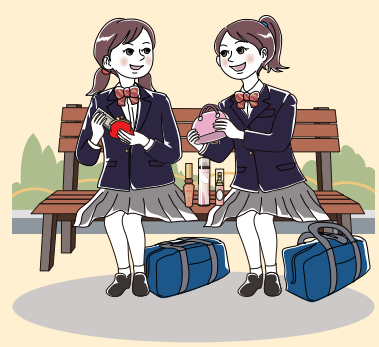
友だちに誘われて見張りをした

[イ]

友だちに盗んでくるように頼んだ

[ウ]

友だちが万引きした物を買った



答え

万引きを「軽く」考えたら大間違い！ それは「重い」犯罪なのです。

万引きは窃盗罪
(刑法第235条)

他人の物を盗んだ者は窃盗の罪とし、10年以下の懲役
または50万円以下の罰金に処する。

Q1

NO

代金を支払わずに、商品を店の外に持ち出したら窃盗罪です。だからといって、店の外に持ち出さない限り問題ないと思っ
てはいけません。店内であっても、精算前の商品をポケットや
バッグなどの中に隠したら窃盗罪に問われることもあります。

Q2

NO

万引きしても、お金を支払って弁償すれば罪に問われないと
思ったら大間違い！あとでお金を支払っても窃盗をしたこと
に変わりなく、窃盗の罪を取り消すことはできません。



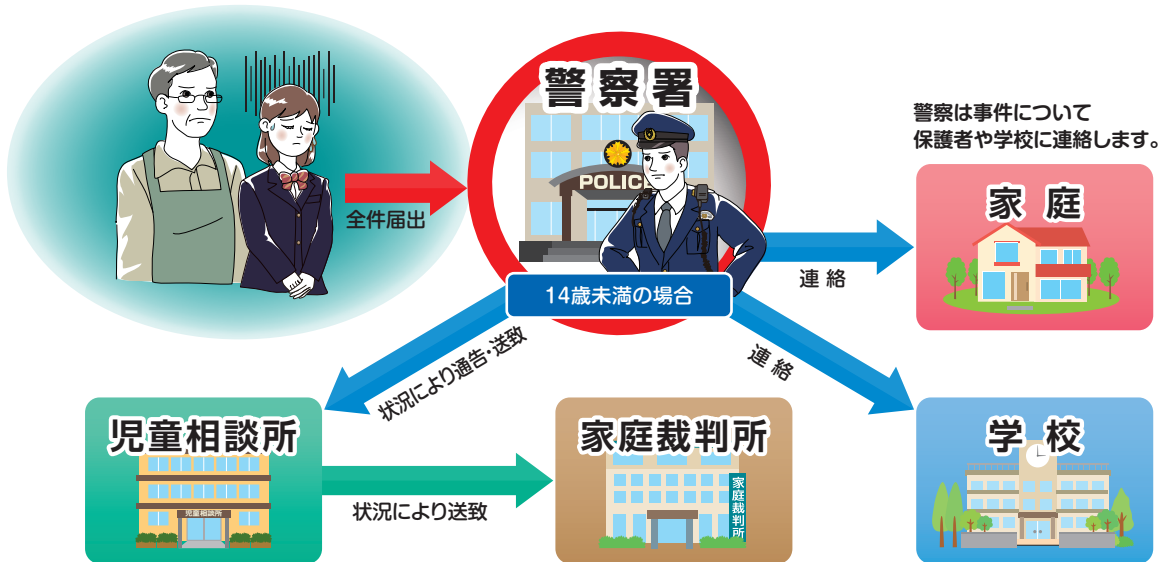
Q3

いずれも
犯罪です

- [ア] 見張りをしたら、一緒に万引きをしなくても共同正犯(刑法第60条)、
または幫助犯(刑法第62条)となる可能性があります。
- [イ] 友だちをそそのかして万引きをさせると、教唆犯(刑法第61条)として
罰せられる可能性があります。
- [ウ] 盗品であることを知っていて買うと、盗品等有償譲受け罪(刑法第256条2項)
に問われる可能性があります。

ある日、お子さんがお店で万引きをして捕まったとしたら・・・

万引はすべて警察に通報されます。



警察は事件について保護者や学校に連絡します。

警察は、万引きについて保護者や学校に連絡し、状況により児童相談所に通告します。その後、家庭裁判所から呼び出され家族とともに指導を受ける場合もあります。それでも万引きを繰り返し、社会の中で更生が難しい場合、少年院に送られることもあります。

少年院で「お店から見た万引犯罪」という講話を聞いた入所少年の感想文です。

《講話を聞いて考えたこと》Aさん

自分の母もスーパーでパートで仕事していますが、万引きがあるととても辛い表情で「今日も万引きがあった」と言ってきます。その度に「どこに行っても万引きをする人は居るし、そんなのしょうがないよ」と思うしかありませんでした。当時はそう思って当然だと思います。自分もやっていたから。

でも200円の物を万引きされると200円よりもっと商品売らないと、万引きされた分の損失を取りもどす事が出来ないと聞いてビックリしました。万引きが原因で本屋がつぶれたと言っていたけれど、万引きが及ぼす影響ってとても大きんだと思いました。そういう風に考えると辛い顔で母が言っていた「今日も万引きがあった」と言うのは当然な事なのかもしれません。そのような事も考えずに万引きをしていました。

経営者をよっぽど苦しめ、もしかしたら店自体をつぶしていたかもしれません。もっと前からこのような考えを持っていたら万引きだけではなく非行に走る事はなかったのではないかと思います。

今までは万引きを簡単に考えればいいのかという考えでした。でも今日の講話を聞いて、人の生活の一部にもなっている働くという事をさまたげしまう恐れがあるんだと思いました。万引きによってつぶれた店、そこで働いて生活していた人はどうやってこれから生活していく事になるんだろう、と思うととても可哀想になります。

万引きをする事は、人の人生を変える事にもつながる恐ろしい犯罪だという事を思い知らされました。もう絶対にしないという思いにさせてくれた講話でした。（※原文のまま）

(岩手県万引防止対策協議会提供)

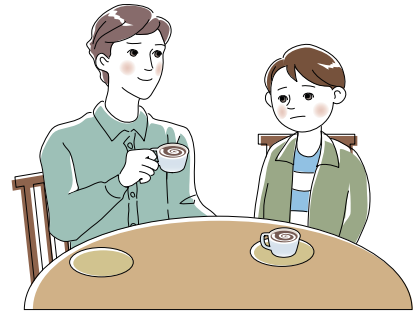
お子さんが万引き! どう対応したらよいでしょう。

理由を聞く

なぜ万引きをしたのか。まずは話し合う場を設けて、万引きをしたときの理由や気持ちを聞き、事実を正しく把握しましょう。

学校の問題や、いじめや仲間外れなどの友人関係、あるいは、放任や不和、過干渉などの家庭問題が、万引きの引き金になっている場合があります。

感情的にならず、「万引きは犯罪」、「絶対にしてはいけないこと」と理解させましょう。



一緒に万引きしたお店に謝りに行く

保護者が謝罪する姿を見ることで、お子さんは自分がしてしまったことの重大さに気づきます。

『子どもなんだから…』『弁済すればいいでしょ』『他の子もやっている』などと言ってかばうと、せっかくの更生の機会を台無しにしてしまいます。

一緒に解決策を考える

万引きをするにいたった理由・原因について、お子さんと話し合いながらその解決策を一緒に考えましょう。

必要に応じて、地域の児童相談センターや教育相談センターなど第三者にアドバイスを求めてみるのもいいでしょう。

万引きを「二度としない」とお子さん自身が決意できることが大切です。



一度、お子さんと話し合ってみませんか？ 万引きについて、こんなコト・あんなコト

?!

万引きについて
どう思う？

?!

友だちから
万引きを誘われたら
断れる？

?!

そもそも
どうして万引きを
してはいけないの？



万引きの誘いに打ち勝つ自信ができたならば、きっとほかの非行も防ぐことができます!

この年ごろの子どもと話し合うときは、諭すのではなく、話を聞く姿勢が大切です。

- 1 話しやすい場所と時間を設ける
- 2 よく聴く姿勢・態度を示す
- 3 話の内容を否定や批判をせずにそのまま受け止める
- 4 何か他の事をせずに集中して話し合う
- 5 相づちを打ったり頷いたりして話を聴く
- 6 その行動をした時の気持ちを共に感じる
- 7 相手が使った言葉を用いて返し、理解していることを伝える
- 8 良い点を見つけてほめる
- 9 会話が進んでいくように考えて質問をする
- 10 相手の動作に応じて鏡のように自分の動作も合わせてみる

ひとりで悩まず、まず相談

そんなときはひとりで悩まず、周りの人たちに相談してみてもいいでしょう。
また、下記の各機関に相談するのもよい方法です。

子どもが万引き…
どうしたらいいの？



◆ 文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」

いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、都道府県及び指定都市教育委員会の相談機関が夜間・休日を含めて24時間対応

0120-0-78310

(なやみ言おう)

◆ 地域の児童相談センター (各都道府県)

児童福祉の専門機関

18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人や家族など誰からの相談にも対応

◆ 教育相談センター (各都道府県)

幼児から高校生年齢段階までの子ども、その保護者を対象に、子育てに関する相談や、学校生活に関する相談など、様々な相談を匿名で受付

◆ 警察「ヤング・テレホン・コーナー」 (各都道府県)

未成年者に係る相談について、未成年者に限らず家族からも24時間受付

● お読みになっていたいかがでしたか？

表紙のQRコードからぜひ、ご意見・ご感想をお寄せください。 <https://www.manboukikou.jp/k202008/>

■ 発行／特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2
書店会館4階
TEL. 03-5244-5612 FAX. 03-5244-5613
<https://www.manboukikou.jp> 2020年8月発行

■ 監修／野口 京子(文化学園大学 名誉教授)
■ 企画協力／一般社団法人 日本経済教育センター
協力／全日本中学校長会生徒指導部
■ 後援／文部科学省・警察庁・日本小売業協会
■ 協力／工業会 日本万引防止システム協会

宝くじは、 みなさまの豊かな暮らしに 役立っています。



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、
少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、
みなさまの豊かな暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<http://jla-takarakuji.or.jp/>